

第4回 意匠とは何ぞや？

意匠は、商品（製品）のデザイン、即ち、製品に着せる着物であり、製品の競争力を高める創作として重要です。

意匠は、商品デザインに一定期間（登録から20年間）与えられる独占実施権です。

製品に競争力を与えるのは、先ずは、第3回「特許・実用新案とは何ぞや？」でお話ししました特許と実用新案が挙げられますが、商品・製品の見た目の美しさ（美感）も、競争力を得るため特許・実用新案に劣らず重要です。

意匠の保護

芸術家が1つ1つ手作りで創り出す美術品は、著作権によって保護され、意匠権による保護対象にはなりません。工業デザインのように大量生産できる製品にすれば、意匠登録を受け、独占実施権を得ることができます。

意匠権を取得するには、特許庁の審査をパスしなければならず、その審査は、主に、

- (1) 大量生産することができる工業デザインであるか？
- (2) 新規性（新しい）、創作性（誰でもできる創作ではない）があるか？
- (3) 他人より先に出願しているか？（先願主義といいます。）

という要件を備えているかどうかを判断して行われます。

模倣から守るため登録

企業努力によって競争力がついた商品を競業社（競争相手）が模倣してきたときは、その模倣商品の製造・販売を中止させる（差止請求権といいます）ことができます。

競業社の模倣品のせいで自社製品の販売量が減ったときは、損害を賠償するよう請求できます（損害賠償請求権といいます）。

先願登録主義

先に出願・登録しておく、後で競業社が似ている意匠を出願してきても、特許庁が拒絶してくれますので、突然、競業社から自社製品の製造・販売中止の警告を受けないようにできる防衛的效果が得られます。

「部分意匠」の登録を受ける！

創作した製品について、競業者に最も模倣されたくない部分（例えば、イヤホンの耳に入れる部分）だけを取り上げて、その部分だけの意匠登録を受けることができます。

製品の或る部分が、このような形にならざるを得ない新製品を創作した場合に、有効利用できます。

類似する意匠について、関連意匠の登録を受ける！

特徴的印象を共通にする類似のデザイン（例えば、大・小2つのハート型を横並びにデザインした皿と、縦並びにデザインした皿）については、同一人に限り、最初に出願した意匠（大・小2つのハート型を横並びにデザインした皿）が登録され発表されるまでは、これに似ている意匠（大・小2つのハート型を縦並びにデザインした皿）は関連意匠として登録を受けられます。

はやり・すたりの激しいデザインが重要視される製品の場合に有効利用できます。

次回（第5回）は、「商標とは何ぞや？」についてお話しをします。